

令和7年度安曇野市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資するため、市が行う物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げるものであって、当該物品等の調達が可能なものとする。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- （2） 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（常時労働者として多数継続して雇用している事業主）

- （3） 在宅就業障がい者

- （4） 在宅就業支援団体

5 調達の対象物品

調達の対象となる物品は、印刷・製本、文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障がい者就労施設等が提供可能な物品とする。

6 調達の対象役務

調達の対象となる役務は、清掃業務、除草業務、封入・発送業務、リサイクル業務、その他障がい者就労施設等が提供可能な役務とする。

7 調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 当該年度の予算及び事業計画等に基づく計画的な取組を全庁的に行う。
- (2) 障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (3) 障がい者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組を支援する。
- (4) 物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障がい者就労施設等の受注機会増大のために、次の観点について配慮するものとする。
 - ア 物品等を調達しようとするときは、障がい者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
 - イ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
 - ウ 物品等の調達について、障がい者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
 - エ 物品等の調達に際しては、障がい者就労施設等の特性等にも配慮し、十分な説明に努める。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成し、又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後に概要を市ホームページ等により公表する。

9 調達目標

令和 7 年度の障がい者就労施設等からの物品等の調達目標は 2, 116, 000 円とする。

10 調達方針に関する窓口

この調達方針に関する窓口は、福祉部障がい者支援課とする。